

平成22年第2回八千代町議会臨時会会議録（第1号）

平成22年11月29日（月曜日）午前9時04分開会

定例議会の告示

八千代町告示第119号

平成22年第2回八千代町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月24日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成22年11月29日

2. 場 所 八千代町議会議場

3. 附議事件

(1) 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(2) 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

本日の出席議員

議長（4番）	生井 和巳君	副議長（2番）	上野 政男君
1番	大久保弘子君	3番	中山 勝三君
5番	相沢 政信君	6番	大久保 武君
8番	矢中 召二君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

7番	水垣 正弘君	9番	小島 由久君
10番	稲葉 常美君	11番	小竹 徳市君

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君
秘 書 課 長	生井 光男君	総 務 課 長	稲村 信義君
企画財政課長	風見 好信君	税 務 課 長	青木 良夫君
町 民 課 長	浜名 進君	福祉保健課長	関 好太郎君
生活環境課長	飯島 正男君	産業振興課長	瀬崎 始君
都市建設課長	飯島 英男君	上下水道課長	生井 勝巳君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	水垣 進君	教育次長兼 学校教育課長	斉藤 実君
公 民 館 長 兼 生涯学習課長	上野 林作君	給食センター 所 長	荒井 健雄君
総 務 課 参 事	水書 正義君	企画財政課長 補 佐 兼 財 政 係 長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長	猪瀬 誠	係 長	小林 由実
主 幹	岩坂 信幸		

議長（生井和巳君） おはようございます。公私ともご多用のところご参集をくださいまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第2回八千代町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

平成22年11月29日（月）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する
条例等の一部を改正する条例

日程第4 閉会中の継続調査の件

閉 会

諸般の報告

議長（生井和巳君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により本臨時会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告いたします。

次に、議会議員研修視察の報告をいたします。

初めに、私のほうから議会の全体研修の報告をいたします。

去る9月28日から9月30日までの3日間、議会議員研修視察として議員及び町執行部から町長の参加をいただき、青森県十和田市、秋田県北秋田市、岩手県雫石町で研修をまいりました。

初日に訪問した青森県十和田市は、平成17年1月に旧十和田市と十和田湖町が合併して誕生しました。有名な観光地である十和田湖と奥入瀬溪流があり、人口約6万6,000人、面積約725平方キロメートルの自然豊かな市です。

十和田市では、行政改革の一環として「民間にできることは民間に」を基本に、市内にある多くの施設で指定管理者制度を導入しています。

今回視察した「道の駅 奥入瀬ろまんパーク」も指定管理者制度を導入しており、広大な敷地の中に、奥入瀬の名産を販売する物産館や十和田湖牛が味わえるレストラン、

地ビールが堪能できるビール館など地元の特産物を活用したさまざまな施設がありました。

現在、施設の運営状況については、「財団法人十和田湖ふるさと活性化公社」が管理運営しており、ほかにも溪流館やスキー場、パークゴルフ場等多くの施設の管理運営業務も担当するなど厳しい状況の中でも効率的かつ効果的な経営改善を進めていました。

2日目に訪問した秋田県北秋田市の「道の駅たかのす」については、「大太鼓の里」ということで、国内唯一の大太鼓の博物館があり、直径3.8メートルの大太鼓を初め世界中の太鼓が展示されていました。

3日目に訪問した岩手県雫石町の「道の駅雫石あねっこ」については、温泉施設を初めキャンプ場などさまざまな施設があり、特に「直売しずくいし」では、地元でとれた新鮮な野菜・山菜・キノコ、地元素材を生かした加工品も並ぶなど品数が充実していました。

現在、温泉や直売所などは、類似施設がふえ、どこでも経営が厳しい時代ですが、一方では、団塊の世代を中心に、田舎暮らしや家庭菜園、そば打ちやみそづくりなどに興味を持つ方が大変多くなっています。

確かに施設の経費削減や運営方法の見直しも大切ですが、原点に戻り、「今お客様が何を求めているのか」を基本に、八千代町が持つ温暖で豊かな自然、新鮮で豊富な農産物を最大限に活用しながら、「八千代町らしい」特色のある施設にしていくことが最も重要であると思っております。

以上が研修の概要であります。議員各位には今後のまちづくりを議論する上で、今回の研修成果を十分生かされますようご期待申し上げまして、報告といたします。

続きまして、先般議会運営委員会において研修視察が実施されましたので、議会運営副委員長から研修の概要について報告を求めます。

中山議会運営副委員長。

(議会運営副委員長 中山勝三君登壇)

議会運営副委員長(中山勝三君) ただいま議長のご指名がありましたので、委員長が体調不良により研修視察が欠席になりましたので、かわりまして議会運営委員会の研修視察につきましてご報告申し上げます。

当委員会は、去る10月26日から27日に議会だより編集委員会と合同で「福島県本宮市議会」と「栃木県道の駅那須高原友愛の森」で研修視察をしてまいりました。

初日に訪問した福島県本宮市議会では、本宮市議会議長を初め議員の方々から「議会の運営について」の説明を受けたほか、「議会だよりの編集について」も説明を受け、さらに意見交換を行うなどの研修をしてまいりました。

本宮市は、平成19年1月に本宮町と白沢村が合併して誕生し、人口約3万1,000人、面積約87平方キロメートルの自然豊かな市です。

本宮市の議員定数は24人、常任委員会は総務文教、生活福祉、産業商工、建設水道があり、定数は各6人となっています。

議案の付託方法については、当初予算や決算は、その都度特別委員会を設置し、付託・審議され、補正予算や条例は、各常任委員会で付託・審議されています。

一般質問については、通告受け付けを議会運営委員会の開催日2日前までとし、一問一答方式で質問部分の発言時間を30分以内で行っていました。

また、意見交換では、議員定数削減の問題や議会のあり方についても活発に話し合いを行い、特に定数削減については、本宮市議会内でもさまざまな意見が出ており、定数削減を実施した議会と実施しなかった議会の両方を視察し、検討を行うなどしていました。

2日目に訪問した「栃木県道の駅那須高原友愛の森」は、ゆったりとした敷地の中に農産物直売所、観光案内所、地元の食材を豊富に使ったレストラン、お土産や植木を販売するお店などがありました。

各施設とも規模はそれほど大きくありませんが、地域の特色を出す品ぞろえやメニューなど工夫が見られました。

今回の研修を生かし、今後の議会運営やまちづくりを議論する上で、参考にしていきたいと考えております。

以上、議会運営委員会研修視察の概要を申し上げ、報告といたします。

議長（生井和巳君）　続きまして、先般議会だより編集委員会において研修視察が実施されましたので、議会だより編集委員長から研修の概要について報告を求めます。

上野議会だより編集委員長。

（議会だより編集委員長　上野政男君登壇）

議会だより編集委員長（上野政男君）　ただいま議長のご指名がありましたので、議会だより編集委員会の研修視察についてご報告を申し上げます。

当委員会は、去る10月26日から27日に議会運営委員会と合同で「福島県本宮市議会」

と「栃木県道の駅那須高原友愛の森」で研修視察をしてみました。

研修の内容ですが、初日に訪問した福島県本宮市議会では、本宮市議会議長を初め議員の方々から「議会だよりの編集について」説明を受けたほか、「議会の運営について」も説明を受け、さらに意見交換を行うなどの研修をしてみました。

「議会の運営」と「道の駅」については、先ほど議会運営副委員長の報告のとおりであります。本宮市の議会だよりについては、広報紙とは別に発行・配布しており、写真の多用、目を引く見出し、優しい文章で簡潔にわかりやすくする編集方針をとっています。

特に紙面をやわらかいイメージにするため、本文字体は丸ゴシックを基本に作成していることや、一般質問をした議員自身が原稿作成、関連写真を提出し、答弁の部分の原稿は、担当広報委員が作成、事務局がパソコンに入力するなど議員、広報委員、事務局が作業を分担するなど工夫をしていました。

また、市内数カ所の公共施設では、庁内ネットワークを利用した議会中継を行っているほか、地元FMラジオ局が初日と一般質問の録音放送をするなど、さまざまな方法で住民に議会情報を発信していました。

今後は、当町の議会だよりにについても、作成をより工夫していくとともに、さまざまな方法で議会の広報活動を行っていきたいと考えております。

以上、議会だよりの編集委員会研修視察の概要を申し上げ、報告といたします。
議長（生井和巳君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（生井和巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第120条の規定により、12番、宮本直志議員、13番、大久保敏夫議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（生井和巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について副委員長の報告を求めます。

中山議会運営副委員長。

(議会運営副委員長 中山勝三君登壇)

議会運営副委員長(中山勝三君) ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る11月22日、執行部から副町長及び関係課長等の出席を求め、平成22年第2回八千代町議会臨時会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。

関係課長等から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本臨時会の会期を本日1日とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。
議長(生井和巳君) ただいまの議会運営副委員長の報告は、平成22年第2回八千代町議会臨時会の会期を本日1日とするものであります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、副委員長報告のとおり、本日1日とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

議長(生井和巳君) 日程第3、議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま一括上程されました議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年8月10日の人事院勧告に基づき、一般職及び特別職の給与条例等の改正を行うものであります。

本年の人事院勧告は、厳しい経済・雇用情勢を反映して、昨年に引き続き月例給、ボーナスともに引き下げという厳しいものとなっております。この勧告により、国家公務員の年間給与は、行政職適用職員の平均で9万4,000円、1.5%減少することとなっております。

その対策として、1つ目は、月例給において757円、0.19%民間を上回っているため、50歳代後半層・40歳代以上の号俸を対象に0.1%の俸給表の引き下げを行うこと。

2つ目として、12月に支給される期末勤勉手当の支給割合を0.2月引き下げ、また50歳代後半層の職員の給与の抑制措置として、当分の間、6級職以上の者が55歳に達した年度の翌年度から俸給月額に1.5%を乗じて得た額に相当する額を俸給月額から減ずること等、公務員の給与水準を引き下げる改定であるため、公務と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講ずることとした上で、遡及することなく施行日から適用するものとされております。

この年間調整については、12月期の期末手当の額において、調整措置を行うこととし、具体的に調整方法として、本年4月に受けた給与額に調整率0.28%を乗じて得た額に8月を乗じて得た額と、本年6月に支給されたボーナスに調整率0.28%を乗じて得た額を合算した額をもとに減額調整するという厳しい内容となっております。

このことを踏まえまして、町給与条例等の改正概要は、第1条改正条例におきましては、12月に支給する期末手当1.5月から1.35月に・勤勉手当0.7月から0.65月に合計0.2月を減ずるものであります。

また、附則第14項において、施行日は当分の間、行政職給料表6級の職員で55歳を超える職員にあっては、給料・期末手当・勤勉手当にそれぞれ1.5%を乗じての減額等、さらには、別表第2の行政職給料表において、30歳代までは据え置くこととし、40歳代の職員が受ける号俸以上の号俸を対象として、平均0.1%の引き下げ改正となっております。

次に、第2条改正条例においては、施行日から平成23年4月1日からであり、6月以降における期末勤勉手当の支給割合の改定等であります。

年間支給割合3.95月には変更はありませんが、6月期において0.05月を減じて、12月期に0.05月をふやすものであります。

次に、第3条改正条例におきましては、平成17年改正条例の附則第12項の経過措置額の改定で、平成21年減額改定対象職員に100分の99.59を乗じて給料として支給するもの等であります。

続きまして、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要について申し上げます。

第1条の改正条例におきましては、一般職の給与改定に準じまして、特別職も本年12月支給分の期末手当割合を、1.65月から1.5月、0.15月の引き下げ、第2条改正条例におきましては、施行日が平成23年4月1日からとなるため、6月以降の支給分の期末手当割合をトータル的には変更はありませんが、6月期の割合を1.45月から1.4月に、12月期の割合を1.5月から1.55月にそれぞれ改めるものであります。

また、第3条及び第4条の教育長の給与等の改正条例におきましても、町長・副町長と同様に改正を行うものであります。

なお、施行日に関しましては、平成22年12月1日からの施行であります。第2条及び第4条の改正条例は、平成23年4月1日からの施行となっております。

以上、議案第1号及び議案第2号の概要説明であります。今回の改正において先ほど申し上げましたとおり、一般職の50歳代後半層の一定率の減額、期末勤勉手当の年間4.15月から3.95月、0.2月の引き下げ、また特別職の期末手当においては、年間3.1月から2.95月、0.15月の引き下げ等厳しい内容となっておりますが、人事院勧告尊重の基本姿勢に立っての条例改正となっております。

なお、給与改定に伴う補正予算につきましては、改定内容が引き下げ内容となっておりますので、3月定例会において上程する予定でありますので、よろしく願いいたします。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、大久保弘子議員。

1番（大久保弘子君） 議案第1号について質問させていただきたいと思います。

1つは、地方公務員の給与の削減は、地方の民間労働者への賃金にも影響し、地域経済を冷え込ませる要因とならないか。

2つ目に、職員組合との労使交渉はされたか。

3つ目、町職員の給与、手当の削減される額の総額は幾らか。

さらに、人勸では職員1人当たり平均で9万4,000円削減ということですが、当町の平

均削減額は幾らでしょうか。最も多い人の削減額は幾らになりますか、お願いいたします。

議長（生井和巳君） 総務課長。

（総務課長 稲村信義君登壇）

総務課長（稲村信義君） 1番、大久保議員の質疑にお答えさせていただきます。

1つとしまして、冷え込みにならないかということでございますけれども、人事院勧告を尊重しておりますので、そこまでの冷え込みには至らないというふうに考えております。

また、職員組合との調整ということでございますけれども、今回の条例改正につきましては、組合との調整は行っておりません。

それと、人事院勧告によります総額、先ほど言いましたが、9万4,000円分も合わせまして影響額というような形になるかと思えます。給与の引き下げ分といたしましては、40歳以上の職員を対象に103名につきまして0.1%の引き下げを行う予定でございます。平均で4万1,811円ということで、来月から来年の3月までの4カ月分、また55歳以上の者で6級の者で調整額がある者12名に対して、さらに1.5%の引き下げを行うということで、平均で7万5,000円ということで4カ月分、また管理職手当の0.9%の4カ月分ということで、大体合計で一般職の場合に49万円となります。

賞与関係でございますけれども、期末手当、全職員分188名で0.15月分と勤勉手当が0.05月分、合わせて0.2カ月分の引き下げを行う予定になっております。

共済負担金等も含めまして、合計で今回の引き下げになります金額につきましては、約1,700万円ぐらいになると思えます。1人当たりにつきまして約9万円前後ということで、給与、期末手当の平均でありますけれども、これにつきましては、50歳代後半層の割合が多くなっていくというところでございます。

また、特別職の引き下げにつきましては、期末手当0.15月分ということと共済負担金でございます、今3名で1人当たり平均13万円となりまして、合計で約39万円分ぐらいな形になるかと思えます。

また、議会議員の引き下げにつきましては、八千代町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条によりまして、八千代町特別職の給与及び旅費に関する条例の適用を受ける町長の例とするということになっておりますので、今回特別職の引き下げがございまして、それと同率の0.15月分の引き下げということになります。議員さんト

一タールでは約68万円になる予定でございます。

今回条例改正に影響する額といたしましては、現在まだ詳細の試算ということがされておりませんが、概要で申し上げますと、約1,800万円前後の減額になる予定でございます。

以上でございます。

議長（生井和巳君） そのほか質疑ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） ただいまの人勧、今おしなべて毎年行われる臨時議会の中における人事院勧告に基づいたものをすべて網羅して組み込んだ中で減額ということのようでございますけれども、人事院勧告に基づいたものは全国一律に行われているので、それを拒否するかしないかは、その議会の承認事項になろうかと思っておりますけれども、基本的には今までの慣例からいけば、そういうふうな流れで来ているわけですが、当然その全国一律の流れということは、もとにある現行ベースが職員、特別職等も含めた中であるわけですが、一般職員の給与というものの八千代町のいわば平均の給与額というのは、いろんな新聞では取りざたされていますけれども、今幾らどうのこうのということは結構でございますけれども、八千代町自体が茨城県内における市町村の中で大分数は減ってきましたけれども、中で何番手ぐらいにいるのか、けつから何番なのか、上から何番なのかわかりませんが、若干の違いは結構でございますので、どの辺のところにも位置しているというふうには八千代町としてはとらえているのか、その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

議長（生井和巳君） 総務課長。

（総務課長 稲村信義君登壇）

総務課長（稲村信義君） 13番、大久保議員の質疑の中で、八千代町の給与ということでございますけれども、平成21年度につきましては、ラスパイレスでいきますと93ということでございますが、茨城県内で40番目、下から4番目ということでございます。最新情報でラスパイレスの指数一覧がございますけれども、八千代町としましては、94.8ということですので少し上がっておりますけれども、全体的に見ますと、やっぱり下から4番目の40ということで、昨年と同じ順位でございます。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 大体その辺の数字かなというふうには、順番かなというふうには想像はしておったのですが、結局はその私がではここで町長にひとつ1点だけお聞きしたいのは、基本的には四、五年前までの流れからいきますと、千代川村あるいはまた石下町、結城郡の中にあつたわけですね。これは議会議員も27万5,000円の中に組み込まれておったわけでございますけれども、我々議員というものは給与ではなくて、報酬でありますから、このことについての論は持つ必要はないのですけれども、ただ、基本的には、多分に千代川村の職員が下妻市と合併したことによって、相当影響を受けて、けつから4番目の中の環境の中にはないのだろうと、それよりも上の方向に変わっているのだろうと、石下も常総市になり得た中で、基本的には水海道市との流れの中に入っていったわけですから、当然それを影響を受けて、その変化の中で下がることはないのだろうと、こういうふうには私は理解しているのですが、今、町長が言われるように、八千代町は独自の財政の中でひとり暮らしをしていくのだと、そういうことが持論でございますから、それはそれで町民はどういうふうを考えているかはいずれとしても、今回の給与、職員の給与の問題について、少なくともあと四、五番ぐらいは押し上げるぐらいな考え方を執行部としてこの職員の給与の改革というものに、違うものを削ってでも押し上げていく。特別職や我々議員は我慢するといたしましても、そういうものの中に考え方を持ち合わせる気持ちがあるかどうか、その1点だけお聞きしたいと。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 私も八千代町職員の給与の引き上げということで、いろいろ管理職、参事制度を取り入れたり、あるいは特別昇給等もやっております、今ラスが94.8ということでございます。最新の情報でありまして、相当引き上げております。結城郡の報酬審議会ということで、千代川、石下、八千代とやっております。千代川は八千代より給料高いということで、石下が八千代と約同等ということでございまして、市になったから特別千代川の人が高くなるとか、あるいは石下の人が常総市に繰り入れたので高くなるとか、そういうことはありませんで、ただ、そこへ給料の各号給の中へ入っていったということでございまして、結城郡としては若干の波はありますが、千代川は全般として高いということでございます。八千代と平均して二、三万円は違うのではないかと私は想像しておりますが、現職員給料等におかれましても、人勸も尊重しなくてはならないということでございまして、今の情勢からすると、職員の給与は大体上げ

ることは私も構わない。いろいろ八千代の社会情勢、一般の給料等もありますし、公務員と一般の従業員の差ということでございます。できるだけ私は議会の同意を得て、今の状態で当面はいかなくってはならないけれども、将来はやはり上げていくように基本的には持っておりますが、今の状態で八千代町の職員は勘弁してもらいたいということでございます。

以上であります。

議長（生井和巳君） あと質疑ありませんか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） 八千代町の職員の給与に対する条例の一部改正なのですが、職員が定年で仮に退職をしていく場合に、年々これ条例の改正で減額されてきているということになると、相当将来の年金等に及ぼす影響等も大きいかと思うのです。そういう観点から、ラス指数の見直し等も考えてやらなければいけない時期だろうと思うのです。ですから、仮に退職をする年代になったときに何号俸か上げた形で退職をされるような、いわゆる優遇措置というものは町長として考えているかどうか、その点をお聞きしたいと思うのです。

よろしくどうぞ。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 退職金の話でございましたが、県の退職金も枯渇状態と、今積んであるのはありますが、現在県的情勢、勸奨退職初め割り増し制度等、今県では廃止の方向ということでございまして、八千代町では勸奨退職だけは実施しておりますが、そういう考えでありますので、割り増して退職、割り増しすると元が少なくなりますので、現在は町としては考えていません。県でも考えていないような状況かと思えます。

また、先ほど大久保議員からありましたとおり、人勸のあれ守らないと、八千代の場合等におかれましては、余り給与を上げて人勸制度もまた県の市町村課からの県の指導もございまして、人勸等においては守っていくということでございます。

以上であります。

議長（生井和巳君） あと質疑。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） 八千代町は八千代町独自のいわゆる政策をしているわけだし、特

別国のいわゆる合併特例債だとか何か、そういう恩恵は受けていないわけなので、財政的には何とかなれば八千代としていわゆる考えてもいいのではないかと、こういうふう
に思うのですが、もう一遍ひとつ答弁をお願いします。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 今の職員の構成からしますと、どんどん退職者が多くなるよう
な八千代町の職員の現況であります。できれば基礎部分においては県であります、上
積み等につきましては、今後は検討していきたいと考えております。

議長（生井和巳君） あと質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論。

1 番、大久保弘子議員。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君） 議長からの許可がありましたので、討論をさせていただきたい
と思えます。

議案第 1 号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部改正についてです。8 月 10 日
に人事院は国家公務員の給与等についての勧告、いわゆる人事院勧告は、2 年連続のマ
イナス勧告でした。ご承知のように、人事院勧告は公務員からストライキ権を奪った代
償措置と言われています。そして、人事院勧告は、国家公務員の賃金、労働条件につい
ての改定を国会と内閣に勧告する仕組みです。したがって、地方公務員について行われ
たものではありません。しかし、当議案の内容は、人事院勧告に追随するものと言えま
す。

議案質疑の中でも明らかなように、今回の町職員の給与等を総額で約 1,800 万円の削減
です。ボーナス部分で 0.2 カ月のマイナスです。特に 55 歳以上の職員の給与と管理職手当
を一定率減額するなど町職員の生活に多大な影響を与えることとなります。町職員の給
与等が引き下げられれば、地域の労働者の給料等にもマイナスの影響が出てきます。た
だでさえ長引く不況で、地域経済が停滞しているのです。働く人たちの所得をふやし、

生活を安定させ、購買力、消費力を強くして内需拡大を目指す方向こそが必要なときなのです。

政府の公務員賃金抑制方針に迎合して出された2年連続のマイナス人事院勧告や、それに追随する形での地方公務員の給与等の引き下げは、それらに逆行するものです。八千代町職員の生活の安定にも逆行することになる本議案に私は反対いたします。

2号議案については、町政をつかさどる立場からすれば、削減は必ずしも反対するものではありません。

議長（生井和巳君） あと反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 次に、賛成討論ありましたら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立により行います。

初めに、議案第1号を採決いたします。

議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（生井和巳君） 起立多数です。

よって、議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。

議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（生井和巳君） 起立多数です。

よって、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 閉会中の継続調査の件

議長（生井和巳君） 日程第4、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（生井和巳君） 以上で本臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして平成22年第2回八千代町臨時会を閉会といたします。

（午前 9時51分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 生 井 和 巳

署 名 議 員 宮 本 直 志

署 名 議 員 大 久 保 敏 夫